

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会
開 催 日 時	平成 2 7 年 2 月 1 7 日 (火) 開会：午後 2 時 0 0 分 閉会：午後 3 時 2 0 分
開 催 場 所	鴻 巣 市 立 教 育 支 援 セ ン タ ー 東 館 会 議 室
出席者(委員)氏名 ◎委員長 ○職務代理者	横山光市、阿久津彰男、川寄幹生、田中克美、斉藤哲夫、 渡邊良太、◎樋上利彦、○土橋義男、犬飼典久 (名簿順・敬称略)
欠席者(委員)氏名	田島和生、荒井喜久雄(敬称略)
事務局出席者	鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合：森事務局長 程塚次長兼計画建設課長 計画建設課：鈴木副参事、関口主幹、野中主査、 尾寄主事
組 合 構 成 市 出 席 者	鴻 巣 市：福田環境産業部長、竹村環境産業部副部長、 島田環境課主査 行 田 市：小林環境経済部長
会 議 内 容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 新たに整備する施設について (2) 建設候補地の選定について (3) 一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について(中間答申)(案)について 4 その他 5 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<p>(資料名・概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 回 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会 次 第 ・ 資 料 1 新 た に 整 備 す る 施 設 に つ い て ・ 資 料 2 - 1 建 設 候 補 地 の 選 定 手 順 ・ 方 法 と 選 定 結 果 ・ 資 料 2 - 2 建 設 候 補 地 カ ル テ ・ 資 料 2 - 3 重 ね 合 わ せ 図 ・ 資 料 3 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 等 の 策 定 及 び 新 た な ご み 処 理 施 設 の 建 設 候 補 地 の 選 定 に つ い て (中 間 答 申)(案) ・ 参 考 資 料 1 経 済 性 の 比 較 	
<p>そ の 他 必 要 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍 聴 人 1 人 	
<p>会 議 録 の 確 定</p>	<p>確 定 年 月 日</p>	<p>主 宰 者 記 名 押 印</p>
	<p>平 成 2 7 年 3 月 1 7 日</p>	<p>樋 上 利 彦 ⑩</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・資料確認 ・委員長あいさつ <p>議長の指名</p> <p>議事の進行は、新施設建設等検討委員会条例第6条第1項の規定により、委員長が行うことになっている。これより樋上委員長に議事の進行をお願いする。</p>
議長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行を務めさせていただく。議事進行について、皆様にご協力いただきたい。</p> <p>本日の会議は、非公開とする理由がないので公開とする。</p> <p>傍聴人は、傍聴証の裏面にある傍聴に関する遵守事項についてご協力いただきたい。また、本日の資料は、退席の際に事務局へ返却していただく。</p>
議長	<p>議題（1）新たに整備する施設について</p> <p>議題（1）「新たに整備する施設について」を議題とする。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
事務局A	<p>【「資料1 新たに整備する施設について」を用いて説明】</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、質問、意見等を伺いたい。</p> <p>●●委員どうぞ。</p>
委員A	<p>6ページに不法投棄物等という記載があるが、不法投棄物の中身というのは、全てをいうのか。</p>
議長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局A	<p>ここでいう不法投棄物とは、基本的に一般廃棄物の不法投棄物を対象にしている。例えば、行政が回収した道路脇などに捨てられたテレビ、ペットボトルや車からポイ捨てされたようなごみなどを想定している。</p>
委員A	<p>ということは、不法投棄物は、市民が回収して組合に出すとい</p>

議長	うのではなく、あくまでも市が引き取るということか。
事務局 A	事務局どうぞ。 市民が回収した不法投棄物は、市民サービスの観点から構成市で引き取り、組合に搬入することになると思うが、構成市間での取り扱いの統一が必要であると考えるので、構成市間において協議が必要である。
議長	現状は、市民が不法投棄物を発見した場合、当然、市に取りに来てくれということになり、基本的には3市とも対応しているのではないか。事務局。
事務局 A	そのとおりである。
議長	●●委員、よろしいか。
委員 A	はい。
議長	他に何かあるか。●●委員どうぞ。
委員 B	4 ページの容器包装プラスチックを除く資源化施設の整備に係る処理対象物は、びん、缶、ガラス類、金属類、ペットボトル、紙、布・衣類と多種にわたっており、施設を組合で整備するより、現状の地元民間施設に委託した方が経済性に優れている。 一方、5 ページのプラスチック資源化施設の整備に係る処理は、その他プラスチックと容器包装プラスチックだけなのに、組合で整備した場合の経済性の方が、大体倍額ぐらい優れるとしている。ここまで、経済性に大きな開きがあることにちょっと違和感がある。 それともう一つ、現在、民間のプラスチック資源化施設は構成市内にないので、逆に構成市のどこかに会社を持ってきて、そこで雇用を促進する方がより良いという考え方もできるのではないか。
議長	構成市内のどこかに会社を持ってくるとするのは現実的ではない。

<p>事務局 A</p>	<p>4 ページと 5 のページの経済性の比較について、事務局どうぞ。</p> <p>こちらの経済性の部分について補足説明する。</p> <p>4 ページの容器包装を除く資源化施設の処理対象物であるびん、缶、金属類、ペットボトル等につきましては、現状として有価売却が市況として成立している。そういった有価で売却するというメリットも含めて、民間事業として成立しやすい分、組合に整備しないで構成市ごとに民間委託した方が経済性に優れる要因となっている。</p> <p>一方、5 ページのプラスチックの資源化処理についてのプラスチックを民間委託する場合の試算にあたっては、現状構成市が民間事業者処理委託している契約単価を採用しており、処理するプラスチックの量が多いほど費用が大きくなる。</p> <p>また、組合で施設をつくる場合は、処理を広域化して施設と人を効率的に使うことにより施設建設費、人件費及び運営維持管理を抑制する効果がある。</p> <p>このように、組合に施設を整備する場合と構成市で民間委託する場合の経済性を評価し比較したものである。</p>
<p>委員 B</p>	<p>そういう計算をしているということは理解している。</p> <p>ただ、実際問題として、例えば、最後の 9 ページを見てわかるように、資源物でも、プラスチックでも同じことが言えて、選別してはじかれた残さも燃料に利用できることから多分民間の処理業者は買い取ってくれると思う。</p> <p>プラスチックは、質が悪かったら売れないが、質が良かったら大体売れる。このような点でちょっとこの経済性の評価結果に違和感がある。</p>
<p>議長</p>	<p>●●委員。質がいい、悪いというのはどういうことか。</p> <p>要するにきれいな物、汚れている物ということか。</p>
<p>委員 B</p>	<p>例えば、ペットボトルでもそうだが、処理業者は破碎して洗浄</p>

	<p>するので、収集の時点では汚れは多少ついていても構わない。</p> <p>質の良いプラスチックとは、家庭で使っているプラスチックケースとか衣装ケースなどの透明な物が基本的には質が良いとされている。</p> <p>質の悪いプラスチックとは、何度もリサイクルを繰り返しているうちに不純物が混じって色のついてしまったような物である。</p> <p>プラスチックのリサイクル業者では、種類ごとの買い取り単価を出している。CDケースだったら幾らとか。だから、そういうところに頼んで残さは組合で処理すると言ったら、多分買い取ってくれると思う。</p>
議長	<p>質の意味は分かった。</p> <p>事務局どうぞ。</p>
事務局 A	<p>今回のプラスチック類を構成市で民間委託する場合の経済性の評価については、平成25年度の鴻巣市と北本市の委託内容を参考としており、その契約単価をもって今後も継続することを前提とした考えが妥当であると判断している。</p>
議長	<p>鴻巣市、北本市の現状に基づいて試算したということでしょうか。</p>
事務局 A	<p>はい。</p>
議長	<p>●●委員どうぞ。</p>
委員 A	<p>プラスチック類の良い物と悪い物の選別は、どこでやるのか。</p>
委員 B	<p>基本は業者である。</p> <p>業者では、全部流れ作業で選別している。また、最近の優れた機械では光の目ではじくのもありどんどん進歩している。</p> <p>今後、容器包装リサイクル法がどうなっていくのかということもある。</p> <p>結局今でも、リサイクルといいつつ、マテリアルリサイクルされるよりケミカルも含めた熱利用として燃やす方が多い。それだったらここまで経済性の評価に差がつかないのではないかと。</p>

<p>議長</p>	<p>僕の気持ちとしては、構成市の中に容器包装プラスチックを扱う業者がないのがちょっと残念なところである。ペットボトルを扱う業者がちょっと事業を大きくして容器包装プラスチックもやればいいみたいな。そういうところに投資をするのもいいかなと思う。</p>
<p>委員 B</p>	<p>そのあたりのことは、意見として伺っておく。●●委員よろしいか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、8ページを見ていただきたい。</p> <p>今回の事務局案では、組合で新たに整備する施設として、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設・プラスチック資源化施設、有害物等ストックヤードを組合に整備することとしている。</p> <p>環境学習の推進・啓発機能については、充実を図ることとしている。</p> <p>余熱利用施設の整備内容については、今後地元要望を踏まえ検討することとしている。</p> <p>一方で、びん、缶、ガラス類、金属類、ペットボトルなどの処理については、組合に資源化施設を整備するのではなく、構成市において民間委託により資源化を進めることとしている。</p> <p>このように、施設の種類ごとに整備の方針が示されているが、これについて意見等を伺いたい。</p>
<p>委員 C</p>	<p>私としては、●●委員の意見も分かるが、事務局案が妥当であると思う。</p>
<p>議長</p>	<p>整備方針に基づいて今後、施設の詳細を検討することになる。事務局、そういうことでよろしいか。</p>
<p>事務局 A</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案（1）「新たに整備する施設について」、事務局案を承認するということでよろしいか。</p>
<p>委員 C</p>	<p>私はいいと思う。</p>

	【「はい。」という声あり】
委員 A	再確認したい。整備する施設の細かいところについては、今後 取り決めをしていくということによろしいか。
事務局 A	はい。
議長	例えば、可燃ごみを処理する熱回収施設をどのような内容にする かは、今後検討するということである。 ●●委員よろしいか。
委員 A	はい。
委員 B	あと 1 つだけ、確認をしておきたい。9 ページの処理フローの 熱回収施設とは発電施設という意味か。
議長	事務局どうぞ。
事務局 A	●●委員の考えのとおりである。
議長	●●委員よろしいか。
委員 B	はい。
議長	改めてお諮りする。議題（1）新たに整備する施設については、 事務局案を本委員会の考えということで統一してよろしいか。 【「はい。」「いいと思います。」という声あり】
議長	では、議題（1）新たに整備する施設については、事務局案の とおり承認する。
	議題（2）建設候補地の選定について
議長	議題（2）建設候補地の選定につい、事務局に説明を求める。
事務局 B	【スライド及び資料 2-1～2-3 を用いて説明】
議長	事務局からの説明に対し、質問、意見等を伺いたい。
委員 C	特にない。
議長	基本的な考え方については、第 4 回検討委員会においても説明 したが、今回、再度説明してもらった。 建設候補地の選定についての事務局案が示されたが、当委員会 においては、資料に示すエリアを候補地（案）とすることで承認 してよろしいか。

議長	<p style="text-align: center;">【「異議なし。」の声あり】</p> <p>全員異議なし。ということで承った。議題（２）建設候補地の選定については、事務局案のとおり承認する。</p>
議長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>議題（３）一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について</p> </div> <p>議題（３）一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について</p> <p>議題（３）一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について</p> <p>議題（３）一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について</p> <p>事務局より説明を求める。</p>
事務局 B	<p style="text-align: center;">【資料 3 を用いて説明】</p>
議長	<p>事務局に中間答申（案）を読み上げてもらいたい。</p>
事務局 B	<p>はい。</p> <p>「平成 27 年 2 月 17 日 鴻巣行田北本環境資源組合 管理者 工藤正司様</p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会 委員長 樋上利彦</p> <p>一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について（中間答申）（案）</p> <p>平成 26 年 8 月 28 日付け鴻環資組計発第 26 号にて諮問がありました、「一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について」のうち、「新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について」、平成 26 年 10 月 15 日、平成 27 年 1 月 20 日及び 2 月 17 日の 3 回にわたり審議してまいりました。</p> <p>本委員会といたしましては、本委員会で平成 26 年 10 月 15 日に決定した建設候補地選定の手順により選定され組合から示された別添の新施設建設候補地（案）について適当であると認めます。</p> <p>今後は広く市民に対して、候補地として選定された理由及び建設する施設の内容などについて十分な説明を行うよう求めます。</p>

議長	<p>別添として、次のページに新施設建設候補地の案を掲載している。以上である。</p> <p>事務局から説明のあった中間答申（案）について、お諮りする。中間答申として提出してよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし。」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、事務局案のとおり中間答申として管理者へ提出する。</p> <p>以上で本日の議題は全て終了した。議事進行にご協力いただき御礼申し上げます。進行を事務局へ返す。</p>
	<p>その他</p>
事務局長	<p>事務局から事務連絡がある。</p>
事務局C	<p>第4回検討委員会より、報酬に係る所得税の額が変わっている。これは平成27年1月より、行田市会計課での取り決めが変更され、今までは源泉徴収税額表での月額表で税額を算出していたものが、日額表での算出となったためである。</p>
事務局長	<p>何か質問等があればお願いしたい。</p>
委員C	<p>次回の日程は。</p>
事務局長	<p>未定であるが、第6回検討委員会は4月頃を予定している。</p>
委員C	<p>4月は行事が多く忙しい。</p>
事務局長	<p>日程については、調整させていただく。</p>
	<p>他に何かないか。</p>
	<p>閉会</p>
事務局長	<p>何もないようなので、以上で第5回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会を閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>